



妊産婦のメンタルヘルスに関する ネットワーク構築事業の実施について

〔事務局〕
神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課
令和7年2月3日

1. 本日のお諮りしたい事項

- 1 事業実施
- 2 拠点病院の設定
- 3 周産期医療協議会ワーキンググループの活用

2. 国の事業概要

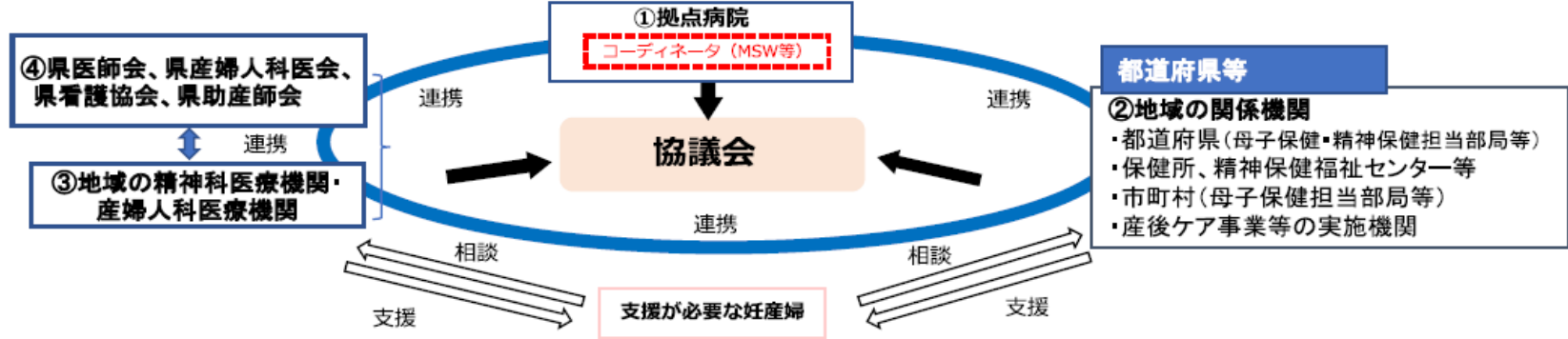
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

成育局 母子保健課

令和5年度補正予算：1.4億円

- 1 事業の目的
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

- 2 事業の概要・スキーム
- ◆ 事業内容
- 都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。
- 1) 拠点病院①や都道府県、関係者・関係機関②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
 - 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
 - 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
 - 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院①)への医学的な相談や診療の依頼
 - 5) 必要に応じ、拠点病院①)から、地域の精神科医療機関等③)や地域の関係機関②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
 - 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



- 3 実施主体等
- ◆ 実施主体：都道府県
 - ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- 4 補助単価案
- ◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

3. 妊産婦のメンタルヘルスに係る現状

- 本県における精神疾患合併妊産婦の受入が可能な周産期救急医療システム受入病院の割合(41.3%)は、その他の身体合併の場合(約70～80%)と比べると低い。

表：周産期救急医療システム受入病院で産科合併症以外の合併症を有する妊産婦の受入れが可能な病院割合(令和5年8月1日現在)

脳血管障害	心疾患	精神疾患	外傷
79.3%	79.3%	41.3%	72.4%

- 軽度の精神疾患であっても産科及び精神科の双方から受診を敬遠される状況がある。
- 妊産婦を理由に診療できない精神科医療機関が多いため、産後うつのハイリスク者の受診先が限られている。
- 精神科医療機関を含めた地域の関係機関と連携体制がある市町村は一部に留まる(10/33市町村)。

4. 県事業（案）

国補助金を活用して、県内に拠点病院を設置した上で、当該拠点病院を中心に、行政・産科・精神科等の関係機関により地域のネットワークを構築する。

【事業概要】

①妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会の開催

- 拠点病院、行政及び医療機関等で構成する協議会を開催し、妊産婦のメンタルヘルスに関する情報の共有や地域における連携体制・役割分担等を検討。

②研修・事例検討会の開催

- 医療機関や行政等に対し、妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や事例検討会を開催。

③コーディネーターの配置

- メンタルヘルスに関し支援が必要な妊産婦を地域の医療機関等での適切な対応につなげるため、拠点病院にコーディネーターを配置する。
- コーディネーターは、協議会や研修・事例検討会等の実施のため、医療機関や行政等との調整を含む事務局としての役割を担う。また、メンタルヘルスに課題のある妊産婦を、必要な支援に繋げるため、関係機関などからの相談にも対応する。（受診調整や救急の搬送調整は行わない想定）

4. 県事業（案）

【拠点病院】

- ・ ハイリスク妊産婦に係る精神科及び産婦人科双方の対応実績のある医療機関
- ・ まずは、1つの医療機関を拠点病院として設置し、R 7年度下半期から運用を開始（※今後、必要に応じて拠点病院を増やす可能性あり）

【周産期医療協議会ワーキンググループの活用】

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業の開始に向けた検討を行う場として、ワーキンググループを活用

構成メンバー

産科医 2名 ⇐（落合委員（北里大学病院）、石本委員（東海大学病院））

精神科医 2名

母子保健関係 保健福祉事務所代表1名、町村代表1名、県域の市代表 1 名、政令市 2 名

4. 県事業（案）

【スケジュール】

- 令和6年度～令和7年度上半期にワーキンググループで妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業開始に向けた検討・調整を図り、令和7年度下半期に、事業を開始。



R6年度	2月	県周産期医療協議会 承認
	3月	周産期医療協議会ワーキンググループを活用した検討①
R7年度	4～9月	周産期医療協議会ワーキンググループを活用した検討②③
	10月～	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業開始

【再掲】 本日のお諮りしたい事項

- 1 事業実施
- 2 拠点病院の設定
- 3 周産期医療協議会ワーキンググループの活用